令和 2 年度

社会福祉法人毛呂山町社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

地域社会を取り巻く環境は少子化、超高齢化社会が進行し、2025年問題が 目前に迫っています。人口減少や単身世帯、低所得世帯の増加などが顕在化し、 社会保障制度を支える労働人口の減少や福祉サービスを提供する人材の不足等も 問題となっています。また、家族機能の弱体化や地域での繋がりの希薄化などに より社会的孤立や子どもの貧困など複合的課題を抱えた世帯も見られます。

このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、国では制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現を目指す方針が示されています。本協議会では、地域福祉活動計画の基本理念であります「人と人のつながりから生まれる地域づくり」の具体化に向け、地域福祉推進の中核的役割を担う団体として、住民主体の活動を推進する取り組みを、地域住民をはじめ、ボランティア、関係機関・団体や行政と連携を図り、包括的な支援体制づくりに寄与し、住民一人ひとりが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めて参ります。

また、施設運営については施設ごとに質の高い福祉サービスに努め、更に行政・ 関係機関等との連携を図りながら円滑な運営を行ってまいります。

なお、本年本会は法人化30年となり節目を迎える年でもあります。事業運営の透明性と組織体制の強化に取り組みながら、地域や住民の方々に信頼され、必要とされる社協であるべく精進して参ります。

2. 重点事項

(1) 地域福祉を支える人及び環境づくり

地域福祉活動を推進していくためには公的な支援と共に福祉活動を担う人材が必要不可欠であります。新たな人材が地域活動に参加するきっかけとなるよう興味や地域課題に沿ったテーマなどを設定するなど参加しやすい講座等を開催する。また、住民主体の地域づくりの醸成に向けて昨年度以上に地域に出向き、社協・地域福祉活動の啓蒙・啓発に努める。

(2)総合的な相談支援機能の充実

コミュニティソーシャルワーカー (CSW) や生活支援コーディネーター (SC) の機能強化を図り、地域・個別支援対応の推進に向けた組織内の環境整備及 び相互連携により支援体制の充実を図る。

また、アウトリーチや多職種間、関係機関と横断的連携による地域・福祉課題等ニーズ把握に努め、高齢・障害・ひとり親・生活困窮などあらゆる相

談に対応すべく職員の相談対応技術向上に努める。

(3) 権利擁護事業の推進

住み慣れた地域で安心して暮らして行くために権利擁護の取り組みとして、 新たな事業として開始している法人後見事業の推進に努める。また、将来 的な市民後見人養成に向けては、行政と協働して成年後見制度についての 啓蒙・啓発に取り組んで行く。また、障害者施設の運営においては、虐待 防止対策の継続した取り組み及び、法人全体としてのコンプライアンスを 徹底して取り組んでいく。

(4) 社協組織の基盤整備・強化と活性化

長期的な安定運営を実現するために人材育成・確保に向けた適正な職員配置等の検討及び研修等による既存職員のスキルアップや処遇等の改善を図り、併せて法人全体の事業実施状況について評価(成果・課題等)による精査を行う。福祉人材不足は全国的にも深刻な状況でもあることから魅力ある職場環境整備に努めることとする。また、昨年の台風等による災害発生の増加に伴い、組織としての災害対応基盤整備に取り組むべく、災害ボランティアセンター運営マニュアルを基に行動基準等の共有認識と共に日頃からの防災・減災の意識向上に法人全体で取組み、組織としての基盤強化を図る。

3. 社会福祉事業・事業計画

(1) 法人運営事業

<111,515 千円>

- 理事会の開催 (年2回以上)
 - ・法人の業務執行の決定をするため理事会を開催
- 評議員会の開催 (年2回以上)
 - ・法人の予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告、定款変更等 を決議するため評議員会を開催
- 評議員選任・解任委員会の開催 (適宜)
 - 評議員の選任及び解任をするために評議員選任・解任委員会を開催
- 監査会の開催 (年1回以上)
 - 法人の業務執行状況、理事の職務執行状況及び会計経理の適正な執行・財産状況等健全な法人運営に関する監査するために監査会を開催
- 正副会長会議 (適宜)
 - ・法人の業務執行上の近況報告及び直面する重要課題について方向性を検討
- 福祉委員の委嘱
 - 会費の納入並びに会員の意志の反映、その他連絡調整にあたるため福祉委員を委嘱

- 財源確保(社協会員の募集)
 - ・法人がより安定的な運営をするため、また地域福祉事業を推進するため会員加入を促進し自主財源の確保を図る(会員加入促進月間:7月~8月)

(2) 法人企画事業

<4.870 千円>

- 地区説明会及び地域懇談会の開催
 - ■地域福祉に関する理解促進を図るため社協事業説明、及び地域の日常的な 問題や課題についての意見・情報交換を実施
- 地域支え合い活動事業の推進
 - ・住民主体による地域の見守り活動の推進 <地域に住む高齢者や援護を必要とされる方を地域の活動員(地域ふくし サポーター)が日頃から見守りを行う>
 - 地域ふくしサポーター制度概要についての地区説明会の実施
 - 地域ふくしサポーター研修会及び情報交換会の開催
 - 地域ふくしサポーター通信の発行
- ふれあい・いきいきサロン事業
 - ■地域に住む高齢者を中心に地域のボランティアが協働でサロン内容を企画し、住民同士のふれあいや交流の場、仲間づくりや生きがいづくりの場を提供

サロン活動への助成金交付

サロン活動の運営支援

サロン活動の普及・定着

サロン運営者交流会の開催

- 髙齢者困りごと援助サービス事業
 - 元気なシニアボランティアの協力を得て、ひとり暮らし高齢者及び高齢者 世帯に対し暮らしのちょっとした困りごとを援助することにより、地域で 自立した生活が送れるよう支援する目的で実施
 - 活動の謝礼を地域商品券として支払うことにより、地域経済の活性化を図る
 - 協力ボランティアを対象とした研修会の実施
 - 協力会員養成講座を実施
- 訪問理容サービス事業
 - 在宅高齢者(概ね65歳以上)で常時寝たきりの状態のため、理容店に出かけることが困難な方を対象に訪問理容サービスを実施
- ふれあい広場事業
 - ■福祉に対しての理解を深め、思いやりの心を育てるため実施 開催予定日:10月18日(日)
- 社会福祉大会事業

• 地域福祉の推進及び社協活動等に貢献された方や団体に対し、表彰状・感謝状並びに記念品を贈呈

開催予定日:10月18日(日)

火災見舞い事業

・火災により自宅等が概ね半焼以上の被害を受けた世帯に対し、生活の 応急 的安定を図るため火災見舞金を支給

■ 福祉助成事業

- 福祉団体等助成(ボランティア団体・当事者団体)等への活動費助成
- ■子ども会毛呂子連フェス助成(後援)
- ヤングフェスティバル助成(後援)
- 高齢者健康福祉活動(ゲートボール大会・ペタンク大会等)助成(後援)

■ 福祉団体補助事業

■ 町内の福祉団体及び福祉事業に対して助成を行い、地域福祉の育成を行う

■ 福祉機器等貸出事業

- 介護保険等の福祉制度が適用されない社協会員に対し、車いす・介護ベッド・歩行器・松葉杖など在宅で生活する上で必要な福祉機器・用具の貸出し及び福祉機器等の相談
- 地域福祉事業や住民活動に対し、テント・その他イベントグッズの貸出し
- 学校、施設等に対し、高齢者疑似体験セット・点訳器等の福祉学習に関わる体験備品の貸出し

福祉車両の貸出事業

• 車いすを常時使用している人や寝たきりの人の通院、入退院、旅行、社会 参加など外出を支援するため、移動手段としての車いす対応のリフト車両 の貸出し

■ 組織の基盤整備・強化と活性化

- 事務局職員会議の定例開催
- 相談管理体制整備のため情報管理システムの積極的活用及びグループウェ アによる情報の共有化を進め業務の効率化を図る
- 各種事業概要や事業紹介についてパンフレットやリーフレットを作成し地 域住民への情報発信、周知・啓発を行なう

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の活動推進

 地域や個別における課題などを包括的に受け止め、相談、助言、情報提供、 支援機関への橋渡し、場合によっては自らが核となって支援に当たるケースワーカーとして配置しているコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の活動推進に向けて環境(体制等)整備に努め、住民と協働した福祉のまちづくりを職員間で協力・連携して対応していく

相談窓口機能の強化

地域住民の抱える様々な福祉課題の相談に対応するため、幅広い分野の情報を収集し、相談体制を整備するとともに、関係機関との連携を図り、各々

の福祉ニーズに即した相談対応を行う

職員研修の実施と充実

- 職員としての資質や知識・専門性の向上のため法人内職員研修の実施
- ■職員としての専門性の向上のため関係機関(全社協、県社協等)が主催する各種研修会、講習会等に積極的な参加

• 社会福祉援助技術現場実習生の受け入れと指導

社会福祉士や介護福祉士等養成のための実習及び福祉人材の育成をするため実施

(3) ボランティアセンター活動事業

<327 千円>

- ボランティア相談支援事業
 - ボランティア支援体制の強化
 - ボランティアの育成、発掘、啓発
 - ボランティアの登録、需給調整
 - ボランティア情報の提供
 - 各種ボランティア保険の加入手続き事務及び加入促進
 - ボランティアの組織化の支援
 - ボランティア団体(グループ)の活動支援・連絡調整
 - 当事者団体との連絡調整・相談対応
 - ボランティア関係者連絡会の開催
 - 関係機関との連携
 - 活動拠点の確保
 - 活動資機材、参考図書等の整備充実・貸与等の支援
- ボランティアセンター運営事業
 - ボランティアセンターの開放
- ボランティア体験学習事業
 - 彩の国ボランティア体験プログラム事業

福祉ふれあい体験

- •高齢者施設のボランティア
- 障害者施設のボランティア
- あいあい作業所、あいあい滝ノ入作業所でのボランティア
- パラスポーツ体験
- 避難所宿泊体験
- •炊出し体験
- 手話体験
- ・保育園(2園)でのボランティア
- 子育て支援センターでのボランティア
- 身体障害者福祉会と交流体験

- •学童保育所体験(4か所)
- 各種ボランティア講座、研修会等の開催
 - ボランティアへの参加促進並びに後続者育成を図るため各種講座、研修会、 交流会を実施
 - ボランティア養成講座 (ボランティア入門講座、サロンボランティア養成講座、生活支援ボラン ティア養成講座)
 - 高齢者困りごと援助サービス協力会員研修
 - ゆずっこ助け合いサービス協力会員研修
 - キッズボランティア講座(ふれあい広場にて開催)
 - ボランティア関係者連絡会議
 - お弁当配達ボランティア交流会
 - 福祉教育ボランティア勉強会

■ 使用済み切手、書き損じハガキの収集

● 使用済み切手(ボランティアが整理)、書き損じハガキを県内の福祉施設 へ送付

ペットボトルキャップの回収

• ペットボトルキャップを回収し、NPO法人エコキャップ推進協会を通して世界の子どものワクチンとして寄与することを目的として実施

不要入れ歯回収BOXの設置

日本ユニセフ協会と日本入れ歯リサイクル協会と協力を結び、不要入れ歯のリサイクル事業に取り組み、その収益金を世界の子ども達のために寄与することを目的に実施

(4) 災害対応基盤強化事業

- 災害時における緊急対応や円滑な災害ボランティアセンターの立ち上げを行う ことを目的に、災害対応マニュアルや災害ボランティアセンター運営マニュア ルの作成、災害を想定した訓練及び防災関連事業への参加
 - 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練実施
 - ■「イツモ防災」講話の出前講座開催
 - 町主催訓練への参加(防災訓練・土砂災害避難訓練)

(5)共同募金配分金事業

<4.126 千円>

≪ 赤い羽根募金一般配分金事業 ≫

- 機関紙(社協だより)発行事業
 - 社協の広報紙として住民及び町内施設、関係機関・団体等へ社協活動及び事業紹介の周知、啓発のため発行(年4回、4月・7月・10月・1月)
 - 社協活動等PR用としてパンフレットの作成及びホームページを活用した最

新情報の提供

■ 福祉教育推進事業

次世代を担う子ども達に福祉や障害、ボランティアに対する理解の促進を図る ため小中学校との協働による福祉体験学習を推進する

- 社会福祉協力校への助成金交付 町内小学校の児童・生徒への福祉に関する活動費として助成金を交付
- ・ボランティア推進校へ助成金交付 町内中学校の児童・生徒への福祉に関する活動費として助成金を交付
- 社会福祉協力校・ボランティア推進校福祉教育担当者連絡会議
- 福祉への理解の推進

共に生きる地域社会の実現を目指し、学校や地域を対象に福祉への興味や関心を深めるため、福祉体験等を実施。また事業に協力し、企画立案に携わる担い手を育成

■ 福祉体験・学習支援(車いすやガイドヘルプ、点字、手話、高齢者疑似体 験等)

■ 子育て支援事業

- 要保護児童対策地域協議会への参加
- ・保育ボランティア派遣(要請のあった行政等主催事業に対して派遣の実施)

金婚夫婦祝い事業

結婚50年のご夫婦を福祉会館へ招待し、お祝いパーティー及び記念撮影会を実施

開催予定日:9月10日(木)

≪ 歳末たすけあい募金配分金事業 ≫

■ 歳末たすけあい援護事業

自己申請のあった低所得者世帯(非課税世帯)に対し、安心してお正月を過ごして頂くため援護金を支給

■ 歳末援護品支給事業

子どもの健全な食育や孤食解消を担う町内の子ども食堂に対して、食材等の 現物を支給

ひとり親家庭児童・生徒新入学祝い事業

自己申請により、ひとり親家庭の児童・生徒に対し入学祝い品(商品券)を 贈呈

※歳末福祉サービス事業(おせち料理宅配)は廃止

ふれあい・いきいきサロン事業

■地域に住む高齢者を中心に地域のボランティアが協働でサロン内容を企画し、住民同士のふれあいや交流の場、仲間づくりや生きがいづくりの場を提供

サロン活動への助成金交付

サロン活動の運営支援

サロン活動の普及・定着

サロン運営者交流会の開催

※助成金の一部を赤い羽根募金一般配分金から助成

(6) 町受託事業

<8.104 千円>

- 町受託金による事業
 - ・給食サービス事業(週2回、火曜日・金曜日) 単身高齢者等に配食を行なうことにより、高齢者の安否確認及び健康管理と福祉の向上を図る
 - 家族介護用品等給付事業 常時介護用品(紙おむつ等)を必要とする在宅の高齢者を介護する者に 対し、介護に必要な紙おむつその他の用品を給付
 - 在宅重度心身障害児(者)紙おむつ等給付事業 常時おむつを必要とする在宅重度心身障害児(者)に対し、紙おむつを給 付

(7) 福祉サービス利用援助事業

<1,695 千円>

(あんしんサポートねっと)

■ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で、一人で生活していくには不安がある方を対象に、福祉サービスの利用援助を行ない地域で安心して生活が送れるよう生活支援員が定期的に訪問し援助を行う

<サービス内容>

- ○福祉サービス利用援助
 - 福祉サービスの情報提供や相談、利用の申込み、契約の代行・代理、利用 手続きについての手伝いを行う
- ○日常生活上の手続き援助
 - 郵便物の整理・確認、届出の代行を行う
- 〇日常的金銭管理
 - 日常生活上の生活費の管理、支払いの代行、生活費のお届け等を行う
- ○書類等預かりサービス
 - ご自身で保管することが不安な場合に、大切な書類や預貯金通帳、実印、 不動産の権利書などを預かる
 - 権利擁護事業の普及・啓発及び機能拡大
 - 専門員と生活支援員の質の向上を図るため研修会の実施及び県主催研修 会への参加

(8) 生活福祉資金貸付事業

<73 千円>

- 埼玉県社協の受託事業として、低所得者、高齢者、障害者や離職者等の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉や社会参加の促進を図るため、 資金の貸付手続きや必要な相談支援を行う
- ◆貸付対象者:低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯、離職者等
 - 総合支援資金の貸付
 - ・自立が見込まれる失業者に対し生活再建までの間に必要な生活費等の貸付を行う (生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
 - 福祉資金の貸付
 - 経済的自立及び生活意欲の助長促進のため貸付を行う (福祉費、緊急 小口資金)
 - 教育支援資金の貸付
 - 高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費や入学に際 し必要な経費の貸付を行う (教育支援費、就学支度費)
 - 不動産担保型生活資金の貸付
 - 一定の居住用不動産を担保として生活費の貸付を行う (不動産担保型 生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)
 - 臨時特例つなぎ資金貸付
 - 住居のない離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、当面の生活費を迅速に貸付けを行う
 - 生活福祉資金貸付調查委員会
 - 生活福祉資金の貸付に関する調査、審査等を行う

(9)福祉資金貸付事業

<1.821 千円>

■ 毛呂山町社協の事業として低所得者を対象に、緊急的出費又は、収入欠如等のため生活維持が困難となった場合、生活の安定と自立の助長を図るために貸付を行う

貸付限度額 30,000円(特別の場合50,000円)

(10) 心配ごと相談事業

<128 千円>

- 住民の日常生活上のさまざまな悩みごとや困りごとの相談に応じ、適切な助言・援助を行い住民福祉の増進を図ることを目的に心配ごと相談所を開設
- 心配ごと相談所の開設(令和2年5月より開所日変更)

開設場所 毛呂山町福祉会館 会議室 開設日時 毎月第 $2 \cdot 4$ 水曜日 午前10時 ~ 12 時

※ 心配ごと電話相談も同時開催

心配ごと相談員研修会の開催

(11) 生活困窮者支援事業

- 彩の国あんしんセーフティネット事業への参画 埼玉県内の社会福祉法人による社会貢献活動推進協議会への入会及び、社 会福祉施設等の支援員が実施する相談支援業務との協働
- 生活困窮者自立支援事業との協働 アスポート相談支援センターと協働し自立相談支援、現物給付、資金貸付 等の機能を持つ各機関との連携・協働により、生活困窮世帯の経済的・精 神的自立支援を実施

(12) 障害福祉サービス・あいあい作業所運営事業 <88.154 千円>

■ 障害者総合支援法に基づき、障害のある方が自立した日常生活および社会生活 を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他事情を踏ま えて個別支援計画を作成し、利用者に対し適切かつ効率的な障害福祉サービス を提供することを目的に実施

対象者:障害手帳をお持ちの方で、市町村から障害者総合支援法に

基づく当該事業の支給を受けられている方

営業日:月曜日~金曜日

定 休 日 : 土曜日・日曜日・祝日、12月28日 ~ 1月4日

窓口開所時間:午前8時15分から午後5時00分

利用時間:午前9時から午後4時

利用定員:就労移行支援事業 6名

就労継続支援B型事業 14名

<事業体系>

【就労移行支援事業】

- サービス内容
 - ○就職したい方を対象に、利用者個々の課題を分析し、就業に必要な知識・ マナー及び職業能力向上のためのプログラム提供及び体力づくり
 - ○施設外就労及び施設外支援
 - ○送迎サービス
 - ○就職活動の支援
 - ○就職後の定着支援

【就労継続支援B型】

- サービス内容
 - ○障害のある利用者に対し、生きがいとなる働く場を提供するとともに、地域で安心した生活や社会参加が送れるために、それぞれの障害状況に応じた必要な知識や能力向上を図る支援を行う

- 〇作業活動(ボンド充填、壁補修剤梱包、シール貼り、ポスティング等)
- ○施設外就労及び施設外支援
- 〇余暇活動(月2回程度)
- ○送迎サービス

【就労定着支援事業】

- ・サービス内容
 - ○利用者が就労を安心して継続出来るため、面談を月1回以上行う。仕事や生活を送る上での課題が生じた場合には、本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるようになることを目的として支援する。
 - ○雇用している企業・会社に対しては、月1回以上の訪問による支援を行う。 (障害の非開示などで企業・会社に接触できない場合を除く)訪問により、 障害特性について理解を促し、特性に応じた適切な雇用管理ノウハウをアド バイスするための支援を行う。
 - ○本人との面談や、企業・会社を訪問し得られた情報を、利用者を支援している機関で共有し、安心して就労が出来るようにチーム支援を行う。
 - ○利用者からの疑問や不安に思うことが発生した際に、電話等で随時相談に応 じる。

• 対象者

○就労移行支援、就労継続支援 (A型・B型)、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に雇用された障害者であって、就労を継続している期間が 6月を経過した障害者

※あいあい作業所以外の上記障害福祉サービスから就職した方も対象

(13) 障害福祉サービス・あいあい滝ノ入作業所運営事業 <58,521 千円>

■障害者総合支援法に基づき、障害のある方が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、利用者の意向、適正、障害の特性その他事情を踏まえて個別支援計画を作成し、利用者に対し適切かつ効率的な障害福祉サービスを提供することを目的に実施

対象者:障害手帳をお持ちの方で、市町村から障害者総合支援法に

基づく当該事業の支給を受けられている方

営 業 日 :月曜日 ~ 金曜日

定 休 日 : 土曜日・日曜日・祝日、12月28日 ~ 1月4日

窓口開所時間:午前8時30分から午後5時15分利用時間:午前9時30分から午後3時45分

利用定員:生活介護事業 20名

<施設体系>

【生活介護事業】

- サービス内容
 - ○身体機能及び日常生活能力を維持向上するために、作業活動(軽作業)や 創作活動等を通じ必要な訓練を行います。また、身体の状況に応じては排

せつ・食事等の介護を行う

- ○作業活動(アルミ缶回収、古紙回収、内職等軽作業(手提げ袋の作成、ボ ールペンの組立て、箱の組立て)
- 〇余暇活動(運動・音楽プログラム、外出事業等)
- ○送迎サービス

4. 公益事業・事業計画

(1) 毛呂山町生活支援体制整備事業(町受託) <260 千円>

- 生活支援体制整備事業
 - 生活支援コーディネーターの配置

日常生活上の支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持っ て在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支 援・介護予防サービスの提供を構築するため生活支援コーディネータ ーを配置

主な業務として、支援ニーズとサービスコーディネート機能を担い、 サービス提供を行う人材育成や社会資源の発掘、創造を行う。

<事業内容>

- ○生活支援体制整備推進協議体の運営
- ○ボランティア入門講座の開催
- 〇サロンボランティア養成講座の開催
- ○生活支援ボランティア養成講座の開催
- ○高齢者困りごと援助サービス事業協力会員養成講座
- 〇生活支援サービス(訪問B)事業の実施(新規)
- ○もろやまふれあいマップの作成
- ○通いの場(サロン)の立ち上げ

(2)成年後見事業

<340 千円>

≪法人後見事業≫

■ 毛呂山町社会福祉協議会が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、毛呂 山町に在住し、他に適切な後見人がいない方を対象に判断能力が不十分な人の 財産管理、身上監護や支援を行います。

<事業内容>

○運営委員会の設置

法人後見事業推進のための運営に対する相談機関として設置。受任ケース 検討や実施状況の報告などを行うため、適宜に運営委員会を開催します。

(3)障害者就労支援センター事業(町受託)

<4.190 千円>

≪毛呂山町・越生町障害者就労支援センターの運営≫

■障害のある方の就労支援として就労に関する相談援助、就労準備支援、職場実 習支援及び企業面接の同行、就職後も安定した生活を続けられるよう、職場定 着支援などを就労支援員が行います。

主な事業内容:職業相談、就労準備支援、職場実習支援、職場定着支援

設 置 場 所:あいあい作業所内(毛呂山町大字川角449-1)

相 談 時 間:午前9時~午後5時(土曜日,日曜日,祝日,年末年始を除く) 対 象 者:毛呂山町、越生町在住の障害者及び障害者の就労・実習の

受入れを希望する事業所

5. その他

≪埼玉県共同募金会が実施する共同募金運動への協力≫

- ◆埼玉県共同募金会毛呂山町支会
 - ・共同募金(赤い羽根)運動の実施(10月1日~3月31日)<運動強化期間:10月1日~12月31日>
 - ・歳末たすけあい募金運動の実施(12月1日 ~ 3月31日)<運動強化期間:12月1日 ~ 12月31日>

≪ 町受託 ≫

- ◆毛呂山町福祉会館の窓口事務及び利用手続業務
 - 毛呂山町福祉会館の窓口事務及び施設等利用手続きに関する業務を行います。